

別紙

抜粋版

北広島市立地適正化計画 改訂案

平成30年12月
(令和6年3月改訂)
北広島市

序章 計画の概要

序-1 計画策定の背景・目的

本市は、人口減少や厳しい財政制約の下で、医療、福祉、商業等の生活サービス機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするため、都市機能・居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等により、コンパクトなまちづくり(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)への転換を進めています。

近年は、少子高齢化や人口減少の進展、インフラ等の社会資本の老朽化、自然災害の頻発・激甚化等の課題がある一方、新たな価値と期待をもたらす北海道ポールパークFビレッジ(以下、Fビレッジと記載する。)が令和5年(2023)年に開業するとともに、JR新駅の整備も予定していることから、これらを踏まえた土地利用や都市交通体系の変化等にも柔軟に対応した新たなまちづくりを進める必要があります。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指すものです。

立地適正化計画に位置付けた区域では、民間事業者が行う施設の整備に対して国が補助を行うなど、国による各種支援措置があります。

こうした背景を踏まえ、本市においても持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる「北広島市立地適正化計画」を策定します。

序-2 計画の位置付け

本計画は、北広島市都市計画マスタープラン(第2次)の一部に位置付けられる計画であり(都市再生特別措置法(以下、法と記載する。)第82条)、北広島市強靱化計画を踏まえた北広島市総合計画(第6次)、北海道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、北広島市都市計画マスタープラン(第2次)と整合し、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものです(法第81条第5項及び第6項)。

さらに、立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携を図るものです。

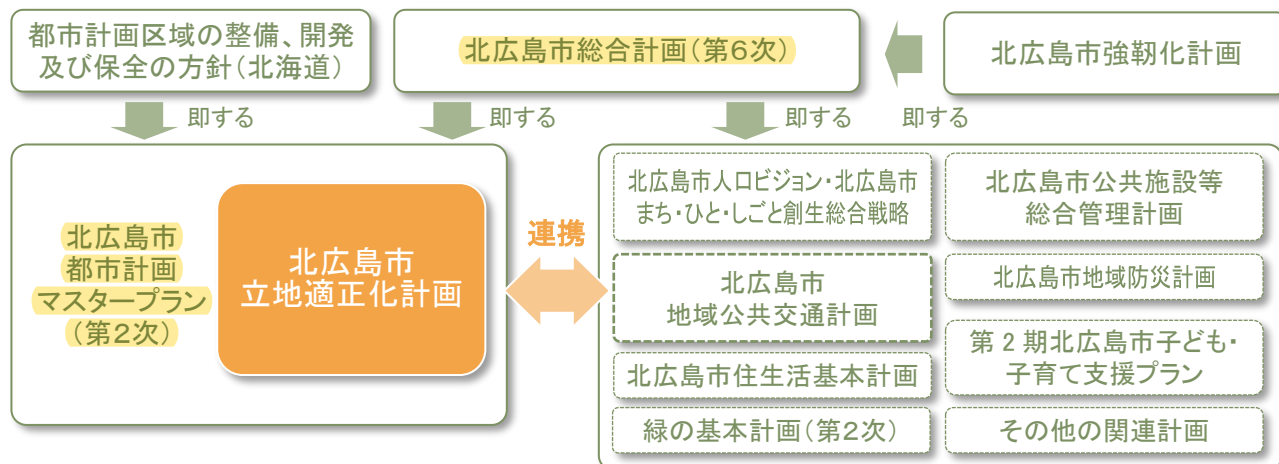


図 計画の位置付け

序-3 計画区域

本計画の計画区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域となります(法第 81 条第1項)。
本市においては、行政区域全体が札幌都市圏都市計画区域に含まれていることから、計画区域は、市全域となります。

※市街化区域は平成 30 年時点



図 計画区域

序-4 計画期間

計画期間は、平成 30 年(2018 年)～令和 19 年(2037 年)の概ね 20 年間とします。

なお、社会経済状況の変化や国・北海道の動向、本市の人口・土地利用等の動向や上位・関連計画との整合、施策の進捗や効果等を踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

2-1 まちづくりの方針

(1)まちづくりの目標・理念

本市は、昭和45年度(1970年度)に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざしてまちづくりを進めてきており、「北広島市総合計画(第6次)」においても、「自然と創造の調和した豊かな都市」をテーマに設定し、自然や緑の中に、生き生きとした市民の生活や活動、躍動する産業などがあるまちを目指しています。

また、「北広島市都市計画マスタープラン(第2次)」では、「個性あふれる地区(まち)が結びついた緑豊かな都市」をまちづくりの理念に設定し、各地区の特性を磨きながら、人もまちも光り輝く都市として結ばれるまちづくりを目指しています。

以上から、本計画においても、「自然と創造の調和した豊かな都市」と「個性あふれる地区(まち)が結びついた緑豊かな都市」をまちづくりの目標・理念に設定し、持続可能な都市づくりを進めていきます。

(2)立地適正化計画における基本コンセプト

<基本コンセプト>

中心的な地区へ居住・都市機能を先導的に誘導し、まちの再生をけん引する

【人口減少に対応したまちづくり ～ 各世代が住みよい魅力的な住環境づくりと都市の活力の創出 ～】

本市は首都圏や札幌市への人口流出などによって人口減少が進行し、今後25年間で約15,000人減少すると推計されています。このまま人口減少が進行すると、例えば一定の人口集積によって支えられてきた商業等の生活サービス施設の撤退、公共交通利用者の減少によるサービス水準の低下(バス路線や便数の減少など)、企業の廃業・撤退など、生活利便性や活力が著しく低下すると想定されます。

人口減少に対応した持続可能なまちづくりのためには、若者から高齢者まで、各世代を北広島に流入と定住を図ることが必要であり、魅力的な住環境づくりをはじめ、都市の活力を創出する取組みを展開する必要があります。

【北広島団地地区とFビレッジ周辺への重点的な誘導】

若者、子育て世代、高齢者を北広島に呼び込み、人口減少に対応していくためには、道都札幌と隣接した都市の利便性と豊かな自然環境の両方を享受できる北広島らしいライフスタイルを展開できるよう都市の魅力向上を図り、若者、子育て世代、高齢者が「住みたい」と思える都市を形成していく必要があります。

そこで、人口減少や財政面の制約がある中で、魅力的な都市の形成を図るためには、市の中心的な地区であり、人口減少・高齢化による課題が顕在化している北広島団地地区の課題解決と活性化及び新たな人流の拠点となるFビレッジ周辺の都市機能の向上に先導的に取り組み、その効果を他の地区に波及させ、市全体の活性化を実現することが重要です。

北広島団地地区とFビレッジ周辺へ居住や都市機能を重点的に誘導することで、新しい人の流れをつくり、北広島団地地区とFビレッジ周辺が再びまちの発展をけん引する地区として成長することを目指します。

③誘導施設の設定

②誘導施設の具体的な設定方針に基づき、求められる都市機能を有する施設の立地状況を踏まえながら、誘導施設の設定を行います。

 : 北広島駅周辺のみ設定
 : 北広島駅周辺及びFビレッジ周辺エリアに設定

求められる機能		具体的な施設	立地状況	誘導施設の考え方	
広域的な都市機能	交流機能	ホール	○	【転出抑制】都市の文化や多様な交流を生む施設であり、都市の求心力を高める施設でもあるため、誘導施設に位置付けます。	
	教育文化機能	図書館 (分館・分室は除く)	○	【転出抑制】子どもからお年寄りまで、不特定多数の方が来訪し、賑わいや交流を生む施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。	
		大学、専修学校、各種学校	○	【転出抑制】大学等は、都市の活力を生む若者が活躍する場であり、本市の魅力を高める施設として、大学サテライト施設も含めて、誘導施設に位置付けます。	
	商業機能	スーパーと専門店複合型(店舗面積 5,000㎡以上)	○	【転出抑制】大規模な集客施設については、多様な交流を生む施設として都市構造への影響も考えられるため、店舗面積が 5,000㎡以上の店舗について、誘導施設に位置付けます。	
	医療機能	病院(夜間急病センター)	○	【転出抑制】本市に立地する唯一の救急医療機関であり、市民が安心して生活できる医療環境を確保するため、誘導施設に位置付けます。	
	行政機能	市役所	○	平成 29 年(2017 年)に新たに複合市庁舎を整備しており、市が保有する公共施設であるため、誘導施設には位置付けません。	
日常生活を支える都市機能	商業機能	食品スーパー(生鮮食品を取り扱う店舗面積 1,000㎡以上の店舗)	○	日常生活を送る上で、生鮮食品を取り扱う食品スーパーは必須ですが、区域内に充足しているため、誘導施設には位置付けません。	
		コンビニエンスストア	○	拠点への立地に限らず、市街地内に万遍なく立地し生活利便性を確保することが望ましく、都市構造へ大きな影響は与えようと考えるにため、誘導施設には位置付けません。	
	金融機能	銀行、郵便局	○	日常生活を送る上で必要不可欠であり、生活利便機能としてのニーズも高いですが、日常的に利用する ATM は、コンビニや総合スーパーでも利用可能であるため、誘導施設に位置付けません。	
		医療機能	病院・診療所(内科)	○	高齢化が進む中で、身近な地域で安心して生活を送る上で医療の確保は必要ですが、区域内及びその近隣エリアに充足しているため、誘導施設には位置付けません。
			病院・診療所(小児科)	○	子どもを安心して育てることができる子育て環境の充実により、移住・定住を促進するため、誘導施設に位置付けます。
	病院・診療所(産科)	-	【新たな誘導】子どもを本市で産むことができる環境の実現に向けて、産科は必要不可欠であるため、誘導施設に位置付けます。		
	高齢者福祉機能	地域包括支援センター	△	介護予防や高齢者の日々の暮らしを様々な側面からサポートする重要な施設ですが、各地域に立地しているとともに、拠点地区においても近隣に立地しているため、誘導施設には位置付けません。	
		福祉施設(通所系)	○	高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、施設利用に当たっては送迎を基本としていることと、市街地内に万遍なく立地することが望ましく、既に拠点内とその周辺に立地しているため、誘導施設に位置付けません。	
		福祉施設(入所系)	△		
健康機能	運動施設、温浴施設	○	高齢者などの健康増進を図り、健康寿命を延ばすことにつながると考えられますが、都市構造へ大きな影響は与えようと考えるにため、誘導施設には位置付けません。		

求められる機能		具体的な施設	立地状況	誘導施設の考え方
日常生活を支える都市機能	居住機能	サービス付き高齢者向け住宅	○	拠点への立地に限らず、市街地内に立地し生活利便性を確保することが望ましく、都市構造へ大きな影響は与えようと考えるため、誘導施設には位置付けません。
	子育て支援機能	子育て支援センター	○	子育て環境の充実を図るためには必要不可欠の施設ですが、既に立地しているとともに、市が保有する公共施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けません。
		保育所、認定こども園	○	【転出抑制】子育て世代の定住促進を図るためには、駅周辺の公共交通の利便性の高い区域へ誘導することが重要であることから、誘導施設に位置付けます。
		学童クラブ・児童厚生施設(児童センター)	○	子育て世代の定住促進を図るため、学校の近くなどに必要な施設ですが、既に学区や地域単位で設置しているため、誘導施設には位置付けません。

[凡例] ○:都市機能誘導区域に立地している △:北広島団地地区または東部地区内に立地している
- :立地していない

④誘導施設まとめ

以上から、誘導施設をまとめると、下表のとおりとなります。

施設	定義・根拠法
ホール	本市における文化及び教育の振興を図るために設置された、不特定多数の市民が利用する文化的交流の場(集会場)
図書館 (分館・分室は除く)	図書館法第2条第1項
大学	学校教育法第1条
専修学校	学校教育法第124条
各種学校	学校教育法第134条
スーパーと専門店複合型 (店舗面積 5,000 m ² 以上)	食品主体のスーパーマーケットを核にして、ドラッグストア、衣料品店、ホームセンター、日用雑貨店、飲食店などが複合する店舗で、店舗面積は、大型小売店舗立地法第2条定義による。
病院(夜間急病センター)	地方公共団体(北広島市)が休日又は夜間における地域住民の救急患者の医療を確保するために整備した施設
病院及び診療所 (小児科、産科)	医療法第1条の5
保育所	児童福祉法第7条で規定される児童福祉施設
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項

第6章

防災指針

6-1 考え方

防災指針は、都市計画運用指針において「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」とされ、災害リスクを踏まえた課題の抽出を行い、指針を定めるよう示されています。まちづくり方針や都市計画運用指針を踏まえ、防災・減災対策の計画的な取組により、居住誘導区域内、居住環境維持・保全地域内（以下、「居住誘導区域内等」と記載する。）にある災害リスク（影響の範囲や程度を即地的に定められない地震や大雪災害を除く）をできる限り回避あるいは低減させるため、防災指針を定めます。

(1) 災害リスクの現状・課題

近年、頻発・激甚化の傾向がある洪水災害などの災害について、居住誘導区域内等における災害リスクの現状を整理します。

災害リスク	対象	災害リスクの現状・課題
洪水災害 (洪水浸水想定区域、想定最大規模)	東部地区	洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域内等を含むため、災害リスクの分析を行います。
土砂災害 (土砂災害(特別)警戒区域)	東部地区、大曲地区、西の里地区	土砂災害(特別)警戒区域の一部が居住誘導区域内等に接しており、災害が発生した場合、居住誘導区域内等への影響があると考えられるため、災害リスクの分析を行います。

※なお、滑動崩落の危険性のある盛土があった場合、対策工事の実施を検討いたします。

6-2 地区ごとの災害リスクの現状・課題

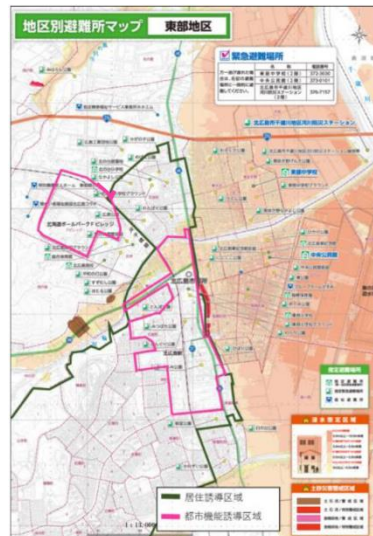
(1) 東部地区

○災害リスク: 洪水災害

輪厚川・音江別川・裏の沢川・千歳川流域の極めて広範囲に浸水想定区域が指定されています。浸水想定区域の約半数が住宅地であり多くの指定避難所・指定緊急避難場所、並びに要配慮者利用施設が浸水想定区域内に所在しています。また、緊急輸送道路(道道江別恵庭線・国道274号)の一部に浸水想定区域が指定されており、災害発生時に移動や物流が滞るおそれがあります。

○災害リスク: 土砂災害

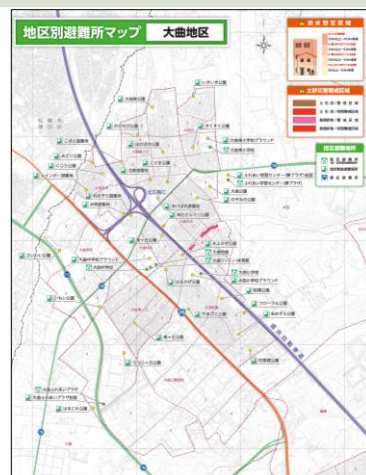
中央と稲穂町西の境界線付近の一部に土砂災害(特別)警戒区域が指定されており、一部の住家及び道路が土砂災害(特別)警戒区域内に所在または近接しています。また、緊急輸送道路(道道江別恵庭線)の一部に土砂災害(特別)警戒区域が指定されており、災害発生時に移動や物流が滞るおそれがあります。



(2) 大曲地区

○災害リスク: 土砂災害

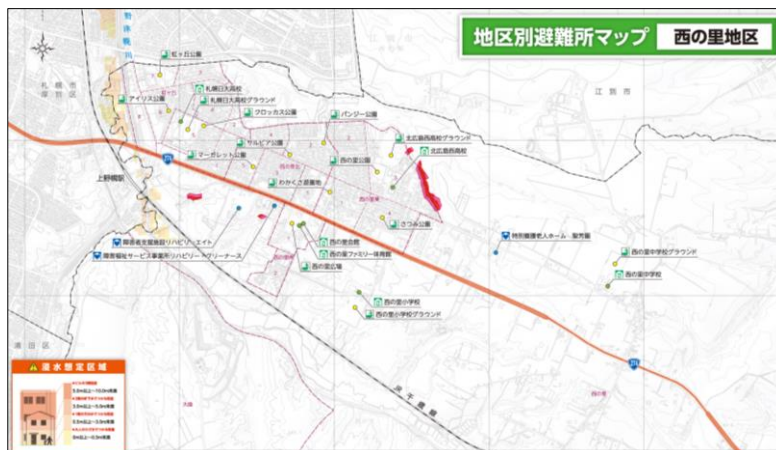
大曲末広5~7丁目の中の沢川流域に土砂災害(特別)警戒区域が指定されており、一部の住家及び道路が土砂災害(特別)警戒区域内に所在または近接しています。



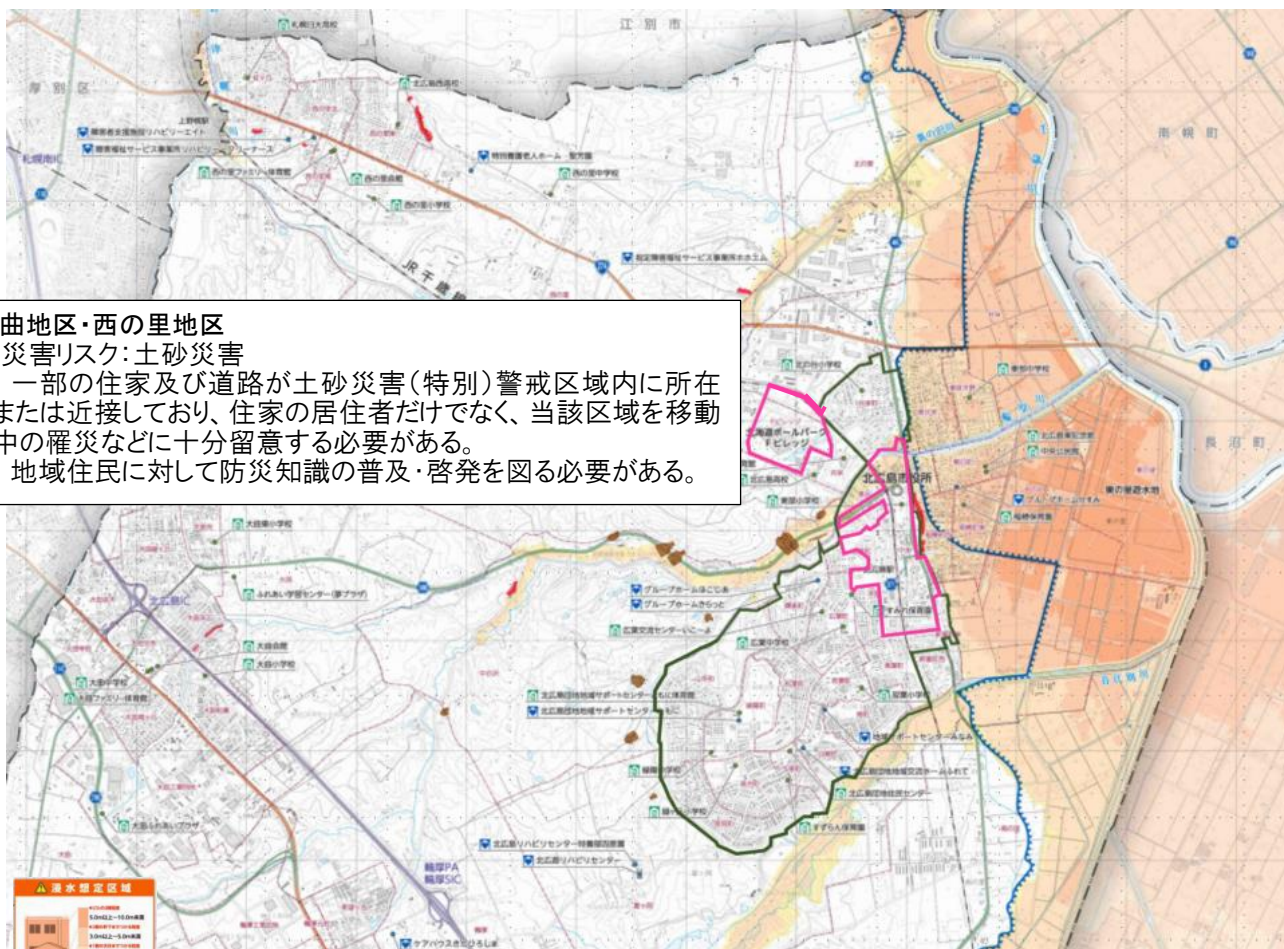
(3) 西の里地区

○災害リスク: 土砂災害

西の里東3丁目の東端一帯に土砂災害(特別)警戒区域が指定されており、一部の住家及び道路が土砂災害(特別)警戒区域内に所在または近接しています。



(4)全体図



大曲地区・西の里地区
 ○災害リスク:土砂災害
 一部の住家及び道路が土砂災害(特別)警戒区域内に所在または近接しており、住家の居住者だけでなく、当該区域を移動中の罹災などに十分留意する必要がある。
 地域住民に対して防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

東部地区
 ○災害リスク:洪水災害
 住宅地を含む極めて広範囲に浸水想定区域が指定されており、多くの指定避難所・指定緊急避難場所、並びに要配慮者利用施設、緊急輸送道路の一部が浸水想定区域内に所在または近接している。住家の居住者だけでなく、当該区域を移動中の罹災などに十分留意する必要がある。
 地域住民に対して防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

○災害リスク:土砂災害
 一部の住家及び道路が土砂災害(特別)警戒区域内に所在または近接しており、住家の居住者だけでなく、当該区域を移動中の罹災などに十分留意する必要がある。
 地域住民に対して防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

6-3 防災まちづくりの将来像の設定

防災・減災対策の計画的な取組により、災害リスクをできる限り回避あるいは低減を目指し、防災まちづくりの将来像を設定します。

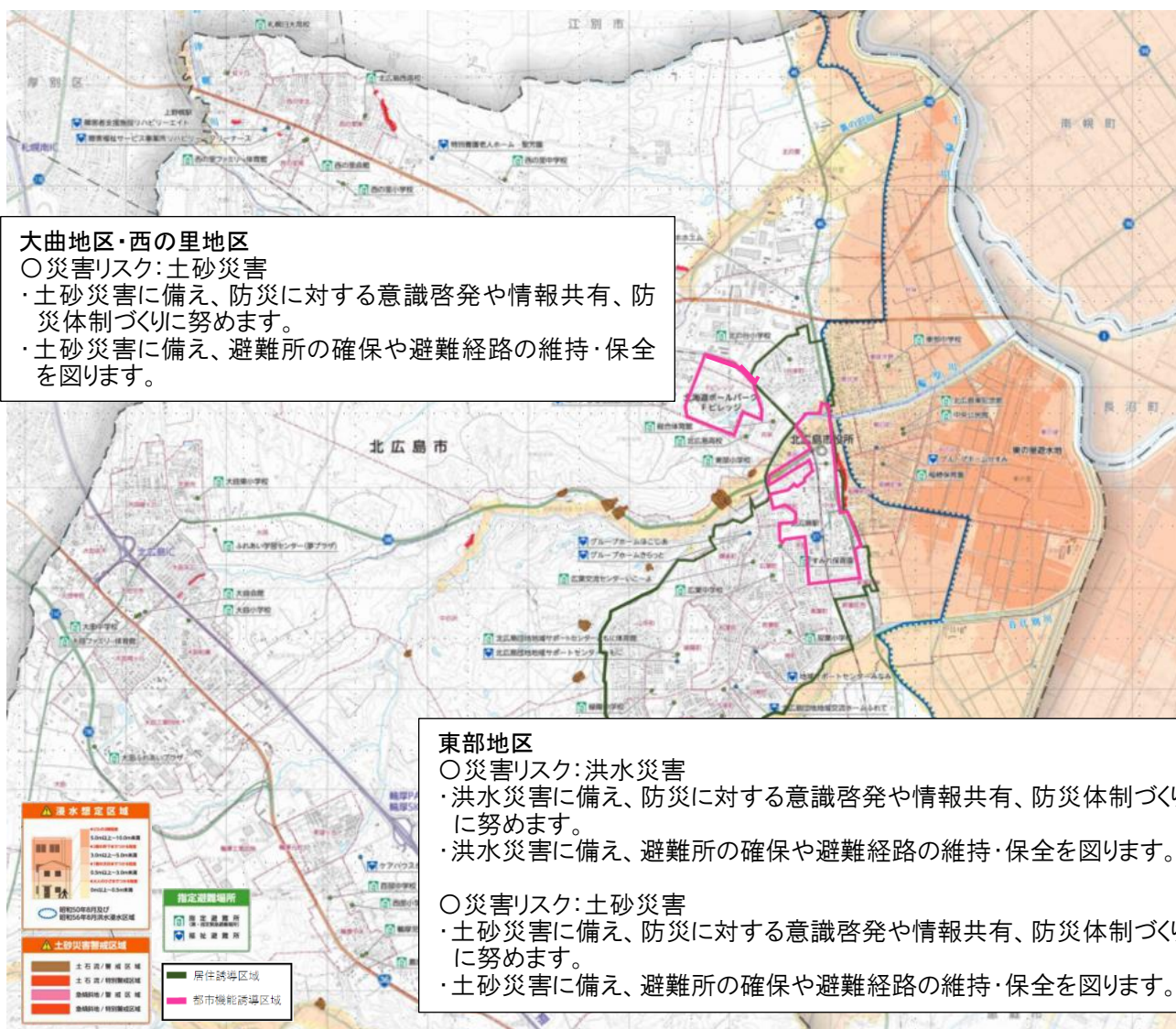
(1) 防災まちづくりの将来像

災害に強い安全で住みよい都市づくり

北広島市都市計画マスタープラン(第2次)では、気候変動の影響等による自然災害の多発や激甚化が懸念される中、防災拠点機能の強化や、自主防災組織の充実など、ハード・ソフトの両面から都市の強靱化を進め、安全で住みよい環境の形成を進めていることから、防災まちづくりの将来像を同一のものにします。

(2) 取組方針

防災まちづくりの将来像、災害リスクを踏まえ、課題に対する取組方針を次のとおりとします。



6-4 防災指針に基づく取組

防災指針に基づく取組に関して、都市計画運用指針、北広島市総合計画(第6次)等の市の各種計画、取組方針を踏まえ、具体的な取組を次のとおり設定します。

取組方針	具体的な取組	スケジュール		
		短期	中期	長期
防災体制づくり	災害に強いまちづくりを実現するため、ライフライン等の確保に向けた関係機関との連携を図ります。	→		
	災害時の即応体制を充実・強化するため、国や地方公共団体との相互支援体制を構築するとともに、企業等と災害時協力協定を締結し、非常時において食料や発電機等の物資の確保や、ライフライン復旧等の支援が迅速に実施される体制の構築を推進します。	→		
	災害時における適切かつ効果的な対応を図るため、災害対策に係る実効性のある計画、マニュアル等を整備します。	→		
	避難所運営の在り方について、整理及び見直しを行います。	→		
防衛資機材の整備	災害時の初期対応に必要な量の物資を備蓄するとともに、物資の性質や市民の避難場所等を考慮した適切な備蓄を行います。	→		
情報の収集、発信	災害時などの効率的な情報の収集と効果的な情報の発信体制の構築についての検討を進めます。	→		
防災食育センターの整備及び活用	防災食育センターを整備し、災害時における炊き出しや避難所等への食料の配送を実施するとともに、平常時における防災や食育に関する啓発活動を推進します。	→	→	
防災に対する意識啓発	防災センター等を活用した防災教室や防災訓練等を実施し、市民の自主的な防災活動や地域における多様な防災活動の促進を図ります。	→		
	自主防災組織(※)の結成促進及び活動支援を進め、地域防災力の向上を図ります。	→		

※ 自主防災組織：自治会、町内会等を単位とした地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体

表 評価指標の設定

	評価指標	基準値	目標値																
		H27(2015)	【中間年】 R9(2027)	【目標年】 R19(2037)															
都市機能誘導	<p>誘導施設のうち、誘導によって新たに立地した施設数または誘導区域内で更新された施設数</p> <p>【新たに誘導する施設】 ①病院及び診療所(産科) 【現状立地する施設(更新対象となる施設)】 ①ホール ②図書館(分館・分室は除く) ③大学、専修学校、各種学校(サテライトも含む) ④スーパーと専門店複合型(店舗面積 5,000 m²以上) ⑤病院(夜間救急センター) ⑥病院及び診療所(小児科) ⑦保育所・認定こども園</p>	5 施設立地	新たに立地又は更新した施設が全部で 2 施設	新たに立地又は更新した施設が全部で 4 施設(中間から+2 施設)															
居住誘導	<p>居住誘導区域内の人口及び人口密度(人口の将来推計値から人口ビジョンの目標値に増加する人口のうち、半数程度を誘導区域内に誘導すると想定)</p> <p>【誘導人口】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【中間年】 R9(2027)</th> <th>【目標年】 R19(2037)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口ビジョン^{※1}</td> <td>56,384</td> <td>52,627</td> </tr> <tr> <td>社人研推計^{※1}</td> <td>54,297</td> <td>48,640</td> </tr> <tr> <td>増加人口</td> <td>2,087</td> <td>3,987</td> </tr> <tr> <td>誘導人口</td> <td>1,044</td> <td>1,994</td> </tr> </tbody> </table>		【中間年】 R9(2027)	【目標年】 R19(2037)	人口ビジョン ^{※1}	56,384	52,627	社人研推計 ^{※1}	54,297	48,640	増加人口	2,087	3,987	誘導人口	1,044	1,994	19,375 人(31.8 人/ha)	18,496 人(30.3 人/ha)	16,972 人(27.8 人/ha)
	【中間年】 R9(2027)	【目標年】 R19(2037)																	
人口ビジョン ^{※1}	56,384	52,627																	
社人研推計 ^{※1}	54,297	48,640																	
増加人口	2,087	3,987																	
誘導人口	1,044	1,994																	
			【参考】推計値 17,452 人 ^{※1} (28.6 人/ha)	【参考】推計値 14,978 人 ^{※1} (24.6 人/ha)															
公共交通ネットワーク	市内線のバス利用者数の推計値 ^{※2} 以上の維持	608 千人	548 千人以上	470 千人以上															
	JR 北広島駅の 1 日当たりの乗車人数の維持	7,605 人	約 7,600 人	約 7,600 人															

※1:【中間年】令和 9 年(2027 年)及び【目標年】令和 19 年(2037 年)は、令和 7 年(2025 年)と令和 12 年(2030 年)、令和 17 年(2035 年)と令和 22 年(2040 年)の人口ビジョン及び国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成 25 年 3 月推計)から、線形で推移するとして算出した。

※2:将来の人口減少率と同じ割合でバス利用者数が減少すると推計した。